

## 公立大学法人滋賀県立大学一般研究費配分要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、一般研究費の配分について必要な事項を定めるものとする。

(一般研究費の配分)

**第2条** 一般研究費は、本学専任の教授、准教授、講師、助教および助手（以下「教員」という。）に配分する。

(配分額)

**第3条** 一般研究費の配分は、基礎配分および評価配分とする。

2 基礎配分は職階にかかわらず、別表1に定める額を配分する。

3 評価配分は職階にかかわらず、額を教員が提出する教員活動に係る自己点検表（以下「自己点検表」という。）の必須項目に関する評価に基づき、次条により配分する。

4 平成20年4月1日以降に採用された助手については、前2項の規定にかかわらず、別表1に定める額を配分する。

(評価配分額の決定)

**第4条** 評価配分による額は、学部所属教員分については各学部に設置する学部長および学科長等で構成する一般研究費配分評価委員会が、全学共通教育推進機構所属教員分については機構長が、教員の自己点検表を精査し、この結果を受けて、理事長が決定する。

2 評価配分額は、別表2のとおりとする。

(その他)

**第5条** この要綱に定めるもののほか、理事長が別に定める教員に対しては加算して配分することができる。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年度については、経過措置として第3条の規定によらず、研究戦略委員会においてその取扱いを決定するものとする。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 基礎配分額等（第 3 条関係）

系別	配分額
実験系	330,000 円
非実験系	230,000 円
助手	150,000 円

別表 2 評価配分額（第 4 条関係）

系別	評価区分	配分額
実験系	自己点検表の「研究活動」区分における必須項目をすべて満たす場合	140,000 円
非実験系	自己点検表の「研究活動」区分における必須項目をすべて満たす場合	110,000 円